

入学金・授業料等のお支払いには… 共済組合の入学★修学貸付がご利用できます！

対象者

組合員及びその被扶養者(被扶養者でない子を含む)

年利率(変動)

1.26%

対象の学校

学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校、これらに準ずる外国の教育機関

※大学院については、入学貸付は対象となりますが、修学貸付は対象とありませんのでご注意ください
※入学貸付、修学貸付の対象にならない場合は、普通貸付がご利用できます

入学貸付

貸付金額 1万円～200万円(1万円単位)

送金日

貸付申込書類を共済組合で受付後、7営業日以内に送金(申込書類に不備等ない場合)

限度額

入学する対象者一人につき、入学ごとに、給料月額(給与明細の給料額)の6ヶ月に相当する金額で、限度額は200万円

【限度額の計算例】
給料月額 330,000円×6ヶ月=1,980,000円 → 限度額 198万円
給料月額 350,000円×6ヶ月=2,100,000円 → 限度額 200万円

【入学貸付の償還金額の例】

貸付金額	毎月償還の場合		ボーナス併用償還の場合			据置期間の利息
	償還回数	毎月の償還額	償還回数	毎月の償還額	ボーナス分償還額	毎月の償還額
120万円	120回	10,648円	120回	7,093円	21,279円	1,260円
180万円	120回	15,973円	120回	10,639円	31,917円	1,890円
200万円	120回	17,747円	120回	11,821円	35,463円	2,100円

修学貸付

貸付金額 1万円～180万円(1万円単位)

送金日

毎月15日と末日(送金日が休日の場合は、前営業日に送金) ※2月受付分の送金日は3月15日(金)

限度額

通学する教育機関の修業年限(4年制の場合は4年間)を限度に、対象者一人につき、一学年ごとに、180万円

2月～4月お申込み の場合の貸付金額	12万円	24万円	36万円	48万円	60万円	72万円	84万円	96万円
	108万円	120万円	132万円	144万円	156万円	168万円	180万円	

- 次の学年の授業料等の費用のお申込みは、毎年2月からお申込みができます
- 毎年2月～4月お申込みの場合は、4月～翌年3月までの1年間にかかる費用を貸付けします
令和6年2月～4月申込 → 令和6年4月～令和7年3月までの1年間にかかる費用を貸付けします
- 5月以降のお申込みは月が経過するごとに、貸付金額が変わります。

【修学貸付の償還金額の例】

貸付金額	毎月償還の場合		ボーナス併用償還の場合			据置期間の利息
	償還回数	毎月の償還額	償還回数	毎月の償還額	ボーナス分償還額	毎月の償還額
84万円	96回	9,203円	108回	5,487円	16,461円	882円
120万円	132回	9,740円	144回	5,988円	17,964円	1,260円
180万円	150回	12,976円	150回	8,649円	25,947円	1,890円

【対象者一人につきの入学・修学貸付の限度額例】

	高校1年	高校2年	高校3年	大学1年	大学2年	大学3年	大学4年
入学貸付	限度額 200万円	—	—	限度額 200万円	—	—	—
修学貸付	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円	限度額 180万円

※任期の定めのある組合員(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくことになります。そのため、貸付金限度額等については、この限りではありませんのでご注意ください。

お申込み書類

お勤め先の共済事務担当課様を通じてお申込みください。お申込みの対象者が複数の場合、貸付申込書は別々になります。

- (1) 貸付申込書（共済事務担当課にあります）
- (2) 借入状況等申告書（共済事務担当課にあります）
他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と償還額がわかる書類（償還表等のコピー）が必要となります
- (3) 合格通知書、入学許可証等のコピー（入学貸付の場合）
- (4) 在学証明書（修学貸付の場合）
入学時のみ、在学証明書に代えて合格通知書、入学許可証等のコピーでお申込みができます
- (5) 入学・修学に必要な費用がわかる書類 ※下表をご覧ください
- (6) 給与明細書のコピー（直近の給与支給日のもの）
標準報酬月額ではなく、給料月額を確認するために必要となります
- (7) 戸籍抄本または住民票（対象者が被扶養者でない子の場合） ※組合員との続柄確認のため必要となります
- (8) 団体信用生命保険加入申込書（任意加入、共済事務担当課にあります）



対象になる費用	費用が確認できる書類等
入学金、授業料、同時に納入する諸費用 教材費(パソコン・教科書等)、制服代	入学金、授業料等が確認できるもの。入学案内書等のコピー ホームページからプリントアウトしたもので可
下宿、寮、アパート等の費用、同時に納入する諸費用	賃貸借契約書のコピー
アパート等を借りるにあたっての生活必需品の購入費用 通学費(定期券・自転車)、仕送り、その他必要な費用	費用が確認できるもの(見積書、請求書等) 内容により、組合員様が作成したもので可

償還方法

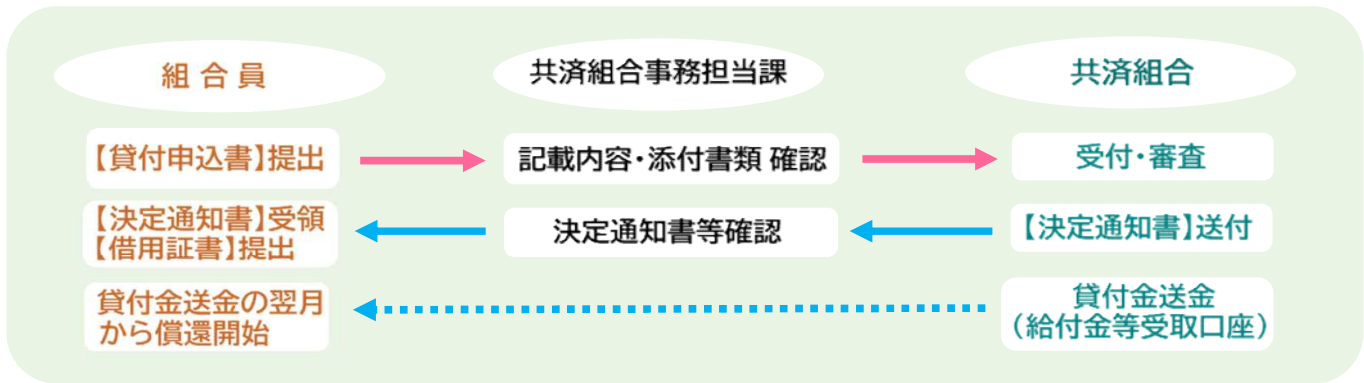
- 2つの償還方法からお選びいただけます。
① 毎月償還 ② ボーナス併用償還（貸付金額50万円以上から）
- 償還開始は貸付金の送金を受けた月の翌月からになります。
- 学校の修業年限(4年制の場合は4年間)を限度に、元金の償還を据置くことができます。据置期間中は利息のみお支払いいただけます。

償還据置

- 据置を選択された場合、入学・修学する学校の修業年限(4年制の場合は4年間)を限度に元金の償還は据置きになり、修業年限経過後から元金の償還が開始となります。
- 途中で据置きを解除して、元金償還を開始することもできます。その場合は「据置期間変更申請書」の提出が必要になります。
- 大学院に入学した場合や、入学・修学する学校の修業年限を超えての元金償還据置きはできません。
- 据置きの期間中は、団体信用生命保険の債務返済支援保険の適用は受けられません。

- ◆ 他の金融機関等の返済額を含めた、毎月の返済額及び年間の返済額が、給料月額及び年収額の30%を超える場合はお申込みできません。
- ◆ 据置を選択の場合、借入状況等申告書に記入する償還額は、据置期間経過後の償還額(元金+利息)になります。
- ◆ 任期の定めのある組合員様(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくこととなります。そのため、貸付金限度額等については、この限りではありませんのでご注意ください。

お申込みから償還開始まで



よくある質問

Q 高校入学時に入学貸付を利用して、大学入学時にも利用できますか

A 入学ごとに利用でき、限度額は入学ごとに200万円です。

Q 子供二人が同時に入学する場合、入学貸付を子供二人分利用できますか

A 利用できます。入学する対象者一人につき、入学ごとに限度額は200万円です。貸付申込書は、入学する対象者ごと別々の提出になります。

Q 入学時、入学貸付と修学貸付は併用できますか

A 入学や修学に必要な費用の範囲内で併用できます。また、入学年度は、入学貸付と修学貸付どちらもご利用できますので、必要額や返済額等に応じて、どちらか一方に、まとめてお申込みすることも可能です。

Q 大学院の場合、入学貸付と修学貸付の両方を利用できますか

A 大学院への入学時に入学貸付は利用できますが、修学貸付は利用できません。

Q 修学貸付は次の学年でも利用できますか

A 通学する教育機関の修業年限を限度にご利用できます。例：4年制の場合は4年間、毎年ご利用できます。対象者一人につき、一学年ごとに限度額は180万円です。

Q 修学貸付で、必要な学年分の費用をまとめて一度に申込みできますか

A 入学・修学貸付とも、必要な学年分の費用をまとめて一度にお申込みはできません。

次の学年の授業料等の費用については、毎年2月から修学貸付がお申込みできます。2月～4月お申込みの場合は、4月～翌年3月までの1年間にかかる費用を貸付けします。5月以降のお申込みは月が経過するごとに、貸付金額が変わりますので、詳しくは、福祉事業のご案内→貸付事業をご覧ください。

Q 費用が確認できる書類は添付が必要ですか

A 授業料等がわかるもの、見積書、請求書等、費用が確認できる書類は添付が必要になります。

Q 希望する返済額、返済期間を設定できますか

A 貸付金額に応じて、返済回数、返済額が決まっておりますので、希望する返済額を設定はできません。

Q 繰上償還について

A 繰上償還には、全部繰上と一部繰上があります。一部繰上は、繰上げ後の償還額を変えずに、残りの返済期間を短くする繰上償還で「期間短縮型」になります。繰上償還した資金は貸付金の元金部分に充当されますので、その元金に対応する利息部分の支払いがなくなります。

繰上償還を希望するときは、共済事務担当課を通じてお手続きしてください。手数料は無料です。

宮城県市町村職員共済組合 福祉課 022-263-6413

✉:fukushi@kyosai-miyagi.jp

